

## 参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の 提出を求める公示

平成19年 2月22日

近畿地方整備局長 布村 明彦

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

### 1. 当該招請の主旨

本業務は、近畿圏の活性化を目的に国の地方支分部局で構成する近畿広域戦略会議での連携プロジェクトの具体化及び推進のための検討、及び公募により取り組みを決める地域発まちづくり支援事業の支援内容の検討・進捗状況の把握、近畿広域戦略会議で共通する課題の調査や連携方策の立案を行うものである。そのため、経済、農林水産業、通信、交通、河川、道路、住宅および都市の分野で総合的な技術を有していること、また広域的な地域活性化方策の立案技術、国の社会基盤整備に関する総合計画の立案技術、近畿地方の地域活性化について現状や課題に精通していること、また広範囲の行政間調整を含む総合的な計画原案の作成が必要なことから、平成18年度近畿地方における地域活性化に向けた検討業務について簡易公募型プロポーザル方式にて契約した（社）システム科学研究所（以下、「特定公益法人」という。）を契約の相手方とし、当該業務について契約手続きを行う予定としているが、当該特定公益法人以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定公益法人との契約手続きに移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定公益法人と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

### 2. 業務概要

(1) 業務名 平成19年度近畿地方における地域活性化に向けた検討業務

(2) 業務内容 本業務は、近畿広域戦略会議での連携プロジェクトの具体化及び推進のための検討、及び地域発まちづくり支援事業の支援内容の検討、近畿広域戦略会議で共通する課題の調査や連携方策の立案を行うものである。

(3) 履行期限 平成20年 3月30日

3. 業務目的 本業務は、近畿広域戦略会議での連携プロジェクトの推進のために連携方策の検討や立案、広報を行うことで、近畿圏の地域活性化に資することを目的とする。

### 4. 応募要件

(1) 基本的要件

① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

- ② 近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (2) 技術力に関する要件
- ① 経済、農林水産業、通信、交通、河川、道路、住宅および都市の分野で総合的な技術を有し、総合的な業務執行体制を取り得る者であること。
- ② 本業務に必要な資格、経験を有する技術者を配置可能なこと。
- ③ 広域的な地域活性化方策の立案技術があり、かつ国の社会基盤整備に関する総合計画の立案技術を有すること。
- (3) 配置予定技術者の資格要件および業務実績等の要件は以下のとおりとする。  
以下のいずれかの資格、経験を有する技術者を配置可能なこと。
1. 技術士（総合技術監理部門）の場合は、建設一般並びに都市及び地方計画部門の選択科目により取得し、かつ同種業務の実績を有する者。
  2. 技術士（建設部門） ただし、平成13年度以降の技術士試験合格者の場合には、7年以上の実務経験を有したうえで上記部門に4年以上従事し、かつ同種業務の実績を有する者。
  3. RCCMの場合には、同種業務の実績を有する者

同種業務：平成13年度以降に元請けとして実施した業務で、国の機関が5以上参画し、かつ国の社会基盤整備に関する総合計画や長期計画の立案の実績があること。

- (4) 業務実績に関する要件
- ①②のいずれの実績も有すること。
- ①平成13年度以降に元請けとして実施した業務で、都道府県をまたぐ広域的な地域活性化方策についての検討実績があること。
- ②平成13年度以降に元請けとして実施した業務で、国の機関が5以上参画し、かつ国の社会基盤整備に関する総合計画や長期計画の立案の実績があること。
- (5) その他近畿地方整備局長が必要と認める要件  
上記要件(2)、(3)、(4)を全て満足していることが確認できる資料を添付すること。

## 5. 手続等

### (1) 担当部局

〒540-8586

大阪府中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館8階

国土交通省近畿地方整備局 企画部企画課 事業評価係

電話：06-6942-1141（代）（内線3184）

FAX：06-6942-7463

### (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

平成19年2月22日から平成19年3月6日まで

（土、日曜日及び祝日は除く。交付時間は9時30分から16時30分まで）

(1)に同じ。

### (3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

平成19年3月6日 16時30分 (1)に同じ。持参、郵送（書留郵便に限る。）

または、電送（事前に担当部局へ連絡を入れること）すること。

6. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。
- (3) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出予定期限：平成19年3月22日 16時30分
- (4) 近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成17・18年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない場合も5(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に、当該資格の認定をうけていなければならない。
- (5) 詳細は説明書による。

7 Summary

- (1) Subject matter of the contract :FY2007 Investigation for local activation in Kinki region.
- (2) Time-limit to express interests : 4:30 p.m. 6 March 2007
- (3) Contact point for documentation relating to the proposal : Kinki Regional Development Bureau Ministry of Land, Infrastructure and transport, 1-5-44, Otemae Chuou-ku, Osaka-city, 540-8586, Japan Tel 06-6942-1141 Fax 06-6942-7463
- (4) Name of administrator in charge of the contract and division which he or she belongs : Kinki Regional Development Bureau Ministry of Land. Infrastructure and transport, 1-5-44, Otemae Chuou-ku, Osaka-city, 540-8586, Japan Tel 06-6942-1141 Fax 06-6943-7834